

松籟荘（介護予防）特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と基本方針

要介護・要支援状態にある方に対し、適正な（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して（介護予防）特定施設サービス計画に基づきサービスを提供します。

2. 事業者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 能代市社会福祉協議会
- (2) 所在地 〒016-0817 秋田県能代市上町12番32号
- (3) 電話 0185-89-6000
- (4) FAX 0185-89-6800
- (5) 代表者 会長 鎌田 耕次
- (6) 設立年月日 平成18年3月22日

3. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- (2) 名称 特定施設松籟荘
- (3) 所在地 〒016-0851 秋田県能代市緑町9番41号
- (4) 電話 0185-52-6149
- (5) FAX 0185-54-2355
- (6) 管理者 湊 繭子
- (7) 開設年月日 令和3年4月1日
- (8) 定員 30名

4. 職員の配置状況

事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況・職務内容〉

- ①管理者 1名（兼務）：業務の一元的な管理
- ②生活相談員 1名（兼務）：生活相談及び指導
- ③計画作成担当者 1名（兼務）：（介護予防）特定施設サービス計画の作成等
- ④看護職員 1名（兼務）：日常の健康管理及び必要な処置、看護
- ⑤機能訓練指導員 1名（兼務）：身体機能の向上・健康維持のための指導
- ⑥介護職員 常勤換算10名以上（兼務）※看護職員含む：介護業務

5. 入居定員及び居室数

- (1) 入居定員 30名
- (2) 居室数 30室

6. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 事業所が提供するサービスについて

- ①養護老人ホーム松籟荘において提供される日常生活への支援や相談業務
- ②生活相談、安否確認、緊急対応、計画作成等の基本サービス
- ③入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上のお世話、機能訓練、療養上のお世話等があります。

(2) サービス利用料金

〈介護保険給付対象、介護予防給付対象のサービス〉

1日あたりの料金		うち利用者自己負担	
		1割負担	2割負担
特定施設入居者生活介護 (1日につき)	要支援1 (183単位)	183円	366円
	要支援2 (313単位)	313円	626円
	要介護1 (542単位)	542円	1,084円
	要介護2 (609単位)	609円	1,218円
	要介護3 (679単位)	679円	1,358円
	要介護4 (744単位)	744円	1,488円
	要介護5 (813単位)	813円	1,626円
協力医療機関連携加算	1月につき(100単位)	100円	200円
科学的介護推進体制加算	1月につき(40単位)	40円	80円
退居時情報提供加算	1回につき(250単位)	250円	500円
サービス提供体制強化加算(I)	1日につき(22単位)	22円	44円
介護職員処遇改善加算(I)	1月の所定単位数の8.2%		
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月の所定単位数の1.8%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の所定単位数の1.5%		

〈介護保険給付対象、介護予防給付対象外のサービス〉

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ①ケアプランに定める以外のサービスの利用
- ②理容・美容
必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスを利用いただけます。
利用料金：要した費用の実費
- ③日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものの費用
- ④利用者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は、月末に計算し、翌月の末日までにお届けいただいた指定口座から引き落とされます。

7. 非常災害対策について

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び職員等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合、市町村、関係機関、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

10. 身体拘束について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びご家族等へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 苦情相談の受付について

(1) 事業所における相談や苦情の受付

苦情受付担当者	湊 繭子(管理者)	電話：0185-52-6149
苦情解決責任者	岸部 朋毅(事務局長)	電話：0185-89-6000
第三者委員	石川 鋭子(能代地区)	電話：0185-52-9573
	佐藤 弘 (能代地区)	電話：0185-54-3834
	藤田 シナ(二ツ井地区)	電話：0185-73-4954

第三者委員へも直接、苦情を申し出ることができます。第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立ち会いなども行います。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と、話し合いによって、円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

能代市福祉事務所 市民福祉部長寿いきがい課	所在地：能代市上町1-3 電話：0185-89-2157 FAX：0185-89-1791 受付時間：8:30～17:15（月～金曜日）
秋田県国民健康保険団体 連合会	所在地：秋田市山王4丁目2-3 市町村会館4階 電話：018-883-1550 FAX：018-883-1551 受付時間：9:00～17:15（月～金曜日）
秋田県福祉サービス相談 支援センター (秋田県運営適正化委員会)	所在地：秋田市旭北栄町1番5号 県福祉会館2階 電話：018-864-2726 FAX：018-864-2742 受付時間：9:00～17:15（月～金曜日）

12. 協力医療機関について

事業所は、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかな対応をお願いしています。

名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 秋田病院
所在地	能代市緑町5番22号
診療科	内科、外科

13. 重要事項の変更について

重要事項説明書の概要に変更が生じた場合には、口頭または文書によりお知らせします。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 能代市上町12番32号
名称 社会福祉法人 能代市社会福祉協議会
代表者 会長 鎌田耕次
(事業者名 特定施設松籟荘)

説明者 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者
住所 _____

氏名 _____

身元引受人
住所 _____

氏名 _____

(契約者との関係)